

大阪府土木施工管理技士会会費規程

第1条 大阪府土木施行管理技士会（以下「当法人」という。）の定款第7条に規定する会費については、次のとおり定める。

会 員	入 会 金	年 会 費
正会員	初年度のみ 1名 1,000円	個人会員年額 3,000円
賛助会員	—	賛助会員 1口 10,000円以上

一 正会員とは、大阪府内に居住し、又は勤務する土木施工管理技士等で、当法人の目的に賛同して入会した個人会員をいう。

二 賛助会員とは、前号以外で当法人の事業に賛同して入会したものをいう。

第2条 年会費とは、4月1日から翌年の3月31日までの1年間とする。

第3条 年度の途中で入会した場合の年会費は、入会の日属する月から起算した月数による月割りとする。

第4条 入会金は、入会の日属する月の翌月から起算して1月以内に納入しなければならない。

附 則

この規程は、当法人の設立の日から施行する。

附 則

この「大阪府土木施工管理技士会会費規程」の施行に伴い、「大阪府土木施工管理技士会会費規程（平成23年2月15日施行）」は廃止する。

この「大阪府土木施工管理技士会会費規程」は、平成23年5月30日から

施行する。

附 則

この「大阪府土木施工管理技士会会費規程」の施行に伴い、「大阪府土木施工管理技士会会費規程（平成23年5月30日施行）」は廃止する。

この「大阪府土木施工管理技士会会費規程」は、平成27年5月8日から施行する。